

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成 31 年 3 月 5 日

東京都作業部会確認年月日 定額未満

(契約変更に伴う再確認日 令和 3 年 2 月 10 日)

事業名 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の旗調達（リース・購入）及び
運用に関する業務委託

案件名 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の旗調達（リース・購入）及び
運用に関する業務委託

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、東京 2020 大会において、各会場に必要なものであり、パラリンピック期間も必要となる。よって、本件の経費は、平成 29 年 5 月 31 日の大枠の合意の考え方にに基づき、組織委員会、東京都、国が、それぞれ相当額を負担するものとする。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。組織委員会が会場状況を把握し、一元的に進めることにより、IOC 及び IPC からの条件を反映した調達とコスト削減が可能となると考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	開催都市契約大会運営要件で定められており、大会運営に不可欠な事項である。 (契約変更に伴う再確認日令和 3 年 2 月 9 日) 今回の契約変更は、大会で使用する旗の製造と準備を再開するために必要であり、現時点で手続きを進める必要があると認められる。
	効率性	・セレモニー旗や屋内会場の固定旗など使用後の損傷が少ない旗は繰り返し活用し、また、できる限りリースを前提とし、調達コストを最小限化し、効率性を担保していることを確認している。 ・専門業者へのヒアリングを踏まえ、単価を決定していることを確認している。 ・本件は、V3 予算の範囲内で企画力及び業務遂行能力を競うプロポーザル方式を採用することを確認している。 ・旗の製造には、生地を選択や染色方法など各分野に渡り多様な手法がある。プロポーザル方式の採用により、限られた予算・スケジュールの中、最適な製造手法を採用することが可能となることを確認している。 (契約変更に伴う再確認日令和 3 年 2 月 9 日) 契約変更については、仕様変更等による増額がある一方で、製作枚数の見直し等による減額も合わせて行っているなど、経費削減を図っていることを確認した。 追加経費については、保管方法の精査や複数の練習会場を一括して作業することによる経費削減を行い、効率化を図っていることを確認した。

	納 得 性	<p>・必要枚数の積算については、過去大会の実績等を踏まえ、適切に設定していることを確認している。</p> <p>・オリ・パラでの旗枚数が変わったときは、パラ部会で精査し支出する。</p> <p>(契約変更に伴う再確認日令和3年2月9日)</p> <p>旗の製造枚数について、複数の会場間で使い回しを図り、必要最小限の枚数となるよう精査を行っているなど、経費の最小化に努めていることを確認した。</p> <p>ただし、旗の保管・管理・配送費用などについては、組織委員会から追加で説明を受けた上、妥当性が確認できた場合は、大会経費の都の分担額の枠内で負担することとする。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>本事業にかかる費用は、大会、会場・競技運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であると考え。</p> <p>(契約変更に伴う再確認日令和3年2月9日)</p> <p>V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p>		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。